

⑤ オンライン調査実施のための操作手順書

政府統計共同利用システム

オンライン調査実施のための操作手順書

(社会教育調査の実施準備)

課室管理者ユーザ（教育委員会）編

目 次

1. はじめに	
1.1 準備するもの	54
1.2 政府統計共同利用システムへの接続	54
1.3 利用機関総合窓口（業務ポータル）の説明	55
2. OPT の管理	
2.1 OPT の使用方法	56
2.2 OPT の保管	56
3. 政府統計共同利用システムへのログイン	
3.1 OPT を使用したログイン	57
4. オンライン調査システムを利用するための準備	
4.1 一般ユーザ ID の発行	62
4.2 オンライン調査システムに関する権限設定	69
4.3 一般ユーザのログイン方法	75
5. 付録	
5.1 一般ユーザのパスワード初期化	76
5.2 課室管理者ユーザ ID のメールアドレスの変更	79

1. はじめに

政府統計共同利用システムは、平成18年3月31日にCIO連絡会議において決定した「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」にその整備が記載されており、各府省が個別に整備してきた統計に関するデータベースや調査システムなどの情報システムを集約し、効率的なシステム投資や業務の効率化を図ることを目的として構築されたシステムです。

地方公共団体の皆様には、主に国の行政機関が行う統計調査の実施（オンライン調査）に協力いただく場合などにこのシステムを使用していただくこととなります。

本手順書は、統計主管課経由で配付しましたワンタイムパスワードトークン（以下「OPT」という。）の果たす役割、使用方法をはじめ、認証システムでのユーザ管理及び権限の設定方法等、オンライン調査（社会教育調査）を実施するために必要となる準備作業の操作を解説したものです。

なお、統計調査実施時のオンライン調査システム等の操作方法等については、調査実施機関（文部科学省）から事務手続等が提示されることとなります。

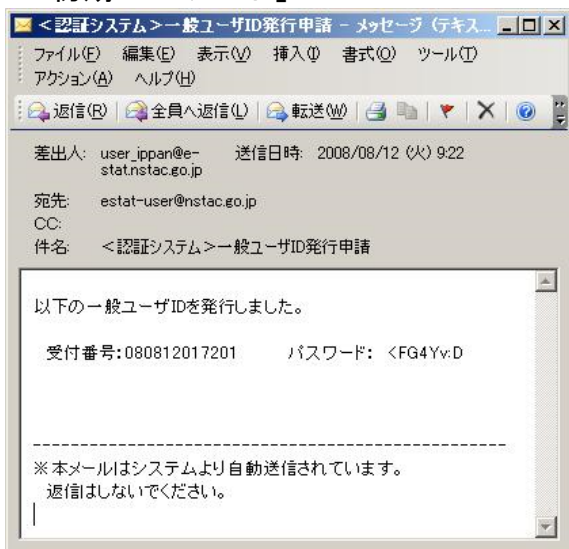
以下、初めて政府統計共同利用システムにログインされる場合の手順を説明します。他調査ですでに政府統計共同利用システムを使用されている方は、P62の4.へお進みください。

1.1 準備するもの

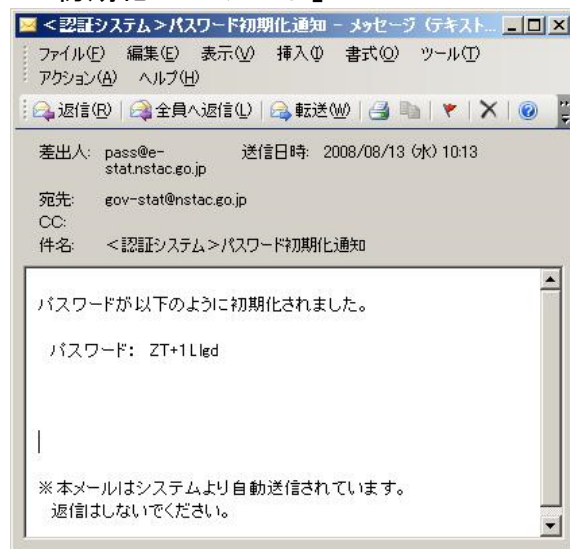
政府統計共同利用システムの認証システムにログインするために必要となるものは以下のとおりです。

1. 利用機関管理者ユーザ（通常は各地方公共団体の統計主管課職員）からメール送信された「初期パスワード」、又は教育委員会用の課室管理者ユーザID（「課室コード」に記載、以下「課室管理者ユーザID」という。）のメールアドレス宛てに送信された「初期化パスワード」
2. 統計主管課経由で配付されたOPT及び「教育委員会用のログイン情報」

「初期パスワード」



「初期化パスワード」



1.2 政府統計共同利用システムへの接続

政府統計共同利用システムに接続するためにはLGWAN又はインターネットに接続されているPCが必要です。PCのWebブラウザ（Internet Explorer 7等）を起動してアドレス欄に以下のURLを入力し「Enter」キーを押すことによって接続することができます。

ネットワーク環境	URL
総合行政ネットワーク	https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp
インターネット	https://business-process-outsourcing.e-stat.go.jp

LGWANによる接続の場合は「総合行政ネットワーク」のURLを、インターネットによる接続の場合は「インターネット」のURLを、それぞれ入力してください。

上記「総合行政ネットワーク」のURLを入力して利用期間総合窓口のページが表示されれば、LGWANが利用できる環境にあります。

1.3 利用機関総合窓口（業務ポータル）の説明

政府統計共同利用システムに接続されると初期画面が表示されます。

The screenshot shows the 'Government Statistics Shared System Utilization Agency Portal' (政府統計共同利用システム 利用機関総合窓口). The page includes a 'Login' button, navigation tabs for 'All', 'From Prefectures', 'From Operating Agencies', and 'Maintenance Information', and a 'Show all notices' button. A table of notices is displayed with columns for status, category, title, and date.

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/05/18
▲	運用機関から	【事後報告】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/15
▲	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/11
	各府省から	H30地方教育費調査の「オンライン調査システム操作手順書」の掲載について	2018/05/08
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その6）	2018/04/13
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その5）	2018/04/12
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その4）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査ヘルプデスクの連絡先について（その3）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その2）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その1）	2018/03/22

初期画面には左側に各システムに接続するための業務メニュー及びシステム利用に関する規約等のその他コンテンツメニューが表示され、右側には政府統計共同利用システム全体に係るお知らせの一覧が表示されます。

お知らせ及びその他コンテンツメニューに関しては、ログインを行う前でも参照することが可能です。

2. OPT の管理

統計主管課経由で配付しているOPTの果たす役割，使用方法等について解説します。

2.1 OPT の使用方法

統計主管課経由で配付しているOPTは，政府統計共同利用システムを使用する際にID，パスワードと共に使用する機器です。政府統計共同利用システムでは，ID，パスワードに加えOPTで表示されるパスワードを使用する複合認証を行っています。

OPTの裏面にあるシリアルIDと「教育委員会用課室のログイン情報」に記載されているシリアルIDを突合し，正しいことを確認した上で使用してください。誤っている場合には運用管理機関に連絡をいただきますようお願いいたします。

一般ユーザIDで使用するOPTは，該当する一般ユーザが所属する課室管理者ユーザID用のものを共用することになります。

2.2 OPT の保管

OPTは当該ユーザIDを使用している者が該当課室に所属することを示すための道具として使用しています。このためOPTの管理には，以下の事項について十分留意していただきますようお願いいたします。

1. OPTを利用権限のない者に使われることのないように管理すること。
2. OPTを利用権限のない者に貸与しないこと。
3. OPTを紛失しないよう管理すること。紛失した場合には，直ちに運用管理機関にその旨を報告すること。
4. OPTに対して分解，故意に衝撃を加えるなどの破壊行為をしないこと。
5. OPTが必要なくなった場合には，運用管理機関に返却すること。

なお，OPTは貸出物品ですので，紛失及び分解等故意に破壊した場合は，利用者の負担において購入していただくこととなります。故障の場合には運用管理機関に連絡をいただければ，新しいOPTと交換します。



OPT（ワンタイムパスワードトークン）

3. 政府統計共同利用システムへのログイン

政府統計共同利用システムにログインを行います。

3.1 OPTを使用したログイン

OPTを使用したログイン手順を説明します。

また、この後に記述する操作方法におけるログイン方法については、特に説明のない限り本項のものと同様の操作により行うことになります。

Step1 「ログイン」をクリック

利用機関総合窓口メニュー画面

1. 「ログイン」をクリックします。

政府統計共同利用システム
利用機関総合窓口 ログイン お問い合わせ ヘルプ

トップ
業務INDEX
統計担当者用のページ
その他コンテンツ
統計調査等業務最適化関係
操作マニュアル・研修資料等
関係規程・手続き等

全て 各府省から 運用機関から メンテナンス情報

全てのお知らせを表示

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/05/18
▲	運用機関から	【事後報告】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/15
▲	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/11
	各府省から	H30地方教育費調査の「オンライン調査システム操作手順書」の掲載について	2018/05/08
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その6）	2018/04/13
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その5）	2018/04/12
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その4）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査ヘルプデスクの連絡先について（その3）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その2）	2018/04/05
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その1）	2018/03/22

Step2 ユーザID及びパスワードを入力

ログイン画面

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

認証 [お問い合わせ](#) [ヘルプ](#)

ログイン

※印は必須入力です

ユーザID※

パスワード※

次回からユーザIDの入力を省略

パスワード初期化

ログイン キャンセル

1. 「ユーザID」（12桁）及び「パスワード」を入力します。
（課室管理者ユーザIDに対するパスワードは、利用機関管理者ユーザからメール送信された「初期パスワード」、又は課室管理者ユーザIDメールアドレス宛てに送信された「初期化パスワード」を使用してください（両方のパスワードが送信されている場合は、「初期化パスワード」を使用してください）。
 2. 「ログイン」をクリックします。
- ※ 初回ログイン時には、パスワード変更を促す画面が表示されます。また表示された画面でメールアドレス、表示名の情報を変更又は入力することが可能です。
- ※ 5回以上パスワードを間違えた場合は、当該IDが使用できなくなります。30分から1時間程度お待ちいただき、改めてログインを行ってください。
また、ID及びパスワードをもう一度確認してください。
- ※ パスワードを忘れた場合は、利用機関管理者ユーザにパスワード初期化を依頼してください。

hint



ユーザIDについては、「次回からユーザIDの入力を省略」にチェックすることにより、記憶させることができます。

Step3 パスワード及びメールアドレスの設定

パスワード変更画面

The screenshot shows a web form titled "パスワード変更" (Change Password). At the top left, there is a "認証" (Authentication) section with a link for "お問い合わせ" (Contact Us). At the top right, there is a "ヘルプ" (Help) link. The main heading is "パスワード変更" with a sub-heading "下記の情報を入力・更新してください。" (Please enter/update the following information). A note states "※印は必須入力です" (Items with an asterisk are required). The form contains five input fields: "パスワード※", "パスワード (確認) ※", "E-Mail※", "E-Mail (確認) ※", and "表示名※". The "パスワード※" and "パスワード (確認) ※" fields are highlighted with a red box labeled "1". The "E-Mail※" and "E-Mail (確認) ※" fields are highlighted with a red box labeled "2". The "次へ" (Next) button is circled in red and labeled "3". The "キャンセル" (Cancel) button is also visible. The "表示名※" field is also highlighted with a red box.

初めてログインを行った場合はパスワード変更画面が表示されます。

※ 既にログインを行い、パスワードの変更を行っている場合は表示されません。

1. パスワードを決定し、入力を行ってください。
※ 次回ログイン時はここで設定を行ったパスワードでログインを行いますので、忘れないようにしてください。
2. メールアドレス欄には担当者、又は担当係のメールアドレスを入力してください。
※ ここで設定を行うメールアドレスには、業務に関わる様々な情報がシステムから送信されますので、入力間違い等の無いよう注意してください。
3. 「次へ」をクリックします。

hint



政府統計共同利用システムのパスワードポリシーは以下のとおりです。

- ・ 8文字以上32文字以下
- ・ アルファベットの大文字及び小文字並びに数字を、それぞれ少なくとも1文字以上使用する。
- ・ 辞書攻撃を防止するため、推測されやすい文字列は使用しない。
推測されやすい文字列例：Password1, Japan123等

Step4 ワンタイムパスワードID及びワンタイムパスワードを入力

ワンタイムパスワードログイン画面

認証: お問い合わせ

ワンタイムパスワードログイン

※印は必須入力です

ワンタイムパスワードID※

ワンタイムパスワード※

次回からワンタイムパスワードIDの入力を省略

ログイン キャンセル

● トークンで、ワンタイムパスワードが表示されないときは、液晶画面の横にある丸いボタンを押してください。

● トークンに対応した「ワンタイムパスワードID」は、別途お送りしているログイン情報をご参照ください。

トークン

ボタン

1. 「ワンタイムパスワードID」（5桁）及びOPTが表示する「ワンタイムパスワード」（6桁）を入力します。
2. 「ログイン」をクリックします。

- ※ 「教育委員会用課室のログイン情報」に記されている「シリアルID」は、OPTの裏側に刻印されている7桁の数字です。「ワンタイムパスワードID」とは別のもので、ログインには使用しません。
- ※ OPTが表示する「ワンタイムパスワード」は、30秒毎に変わります。必ず入力時に表示されているパスワードを入力してください。過去に表示されたパスワードを使用することはできません（OPTが表示するパスワードは、ログイン1回に限り使用することができます。続けて別ユーザIDでログインする場合は、新たなパスワードが表示されるまでお待ちください）。
- ※ ワンタイムパスワードを連続して5回以上誤った場合は、当該OPTが使用できなくなります。その場合は、政府統計共同利用システムヘルプデスク（資料1「政府統計共同利用システムの概要 オンライン調査実施のための手順（社会教育調査の実施準備）」9ページ「問合せ先」参照）に御連絡ください。

hint



ワンタイムパスワードIDについては、「次回からワンタイムパスワードIDの入力を省略」にチェックすることにより、記憶させることができます。

Step5 ログイン後の利用機関総合窓口メニュー画面表示

ログイン後利用機関総合窓口メニュー画面

政府統計共同利用システム

利用機関総合窓口 文科 太郎

ログイン後、ログインしているユーザ名が表示されます。

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
!	運用機関から	【復旧連絡】 オンライン調査システム 普促メールが正常に配信されない事象について	2018/01/15
!	運用機関から	【復旧連絡】 オンライン調査システム (利用機関側) 審査機能の動作遅延について	2018/01/15
!	メンテナンス情報	【周知】 緊急メンテナンスに伴う政府統計共同利用システムの一部機能の停止 1/13 21:00~ 1/14 7:00 (予定)	2018/01/15
!	運用機関から	【復旧連絡】 政府統計共同利用システムの障害について	2018/01/15
!	運用機関から	【復旧連絡】 統計表管理システム、統計情報データベースの表示確認機能について	2018/01/11
	運用機関から	【連絡】 その他コンテンツについて	2018/01/04
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/01/03
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修 (第2回) (12/5, 8開催分)	2018/01/02
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修 (第2回) (12/4, 7開催分)	2018/01/02

ログインに成功すると左上にログインしたユーザIDに設定されている「表示名」が表示されます。

課室管理者ユーザIDでログインを行った場合は業務INDEXの「認証システム」のみが使用可能となっており、一般ユーザIDでログインを行った場合は「認証システム」及び「オンライン調査システム」が使用可能です。

4. オンライン調査システムを利用するための準備

教育委員会では、政府統計共同利用システムの利用者の登録等を行う「認証システム」及び各府省が実施する統計調査等の事務を行う上で必要なシステムである「オンライン調査システム」を使用することとなります。

オンライン調査システムを使用するためには、一般ユーザIDにオンライン調査システムを使用する許可とオンライン調査システムにおける権限を設定する必要があります。

一般ユーザIDに対する権限の設定等は課室管理者の業務で、課室管理者ユーザIDを使用して「認証システム」で作業を行います。認証システムとは、政府統計共同利用システムを使用する上での権限等の様々な設定をする際に使用するシステムです。

4.1 一般ユーザIDの発行

OPT配付時の初期状態では、課室管理者ユーザIDが作成された状態になっていますが、一般ユーザIDでなければオンライン調査システム等の業務システムを使用することができません。このため、業務システムを使用する前に一般ユーザIDを発行する必要があります。

一般ユーザIDの発行の手順を以下に示します。

○他調査のためにすでに一般ユーザIDを発行している場合

→「社会教育調査」のアクセス権限を付与する必要がありますので、P69の4.2へお進みください。

Step1 課室管理者ユーザIDでログオンし認証を選択します

政府統計共同利用システムに「課室管理者ユーザID」でログインします。課室管理者ユーザIDは市区町村番号（5桁）＋課室コード（4桁）＋「000」の12桁です。

※ 「教育委員会用課室のログイン情報」の「ユーザID」欄を参照してください。

ログインの詳細な手順については、「3.1 OPTを利用したログイン」の項目に記載してありますので参照してください。

利用機関ポータルの初期画面が表示されましたら「認証システム」を選択します。

Step2 「一般ユーザID発行」を選択します

認証システムメニュー画面



1. 「一般ユーザID発行」をクリックします。

Step3 発行に必要な情報を設定します

一般ユーザID発行画面

統計調査等業務利用機関等総合窓口 認証システム 課室管理ユーザ

認証システムメニュー > 一般ユーザID発行

Link Index

- 一般ユーザID発行
- 一般ユーザアクセス権限設定
- 一般ユーザアクセス権限初期値設定
- ユーザ管理
- 属性管理

一般ユーザID発行

戻る 業務システムTOP

一般ユーザアクセス権限初期値

利用する 利用しない

※印は必須入力です

発行ユーザ数※

発行

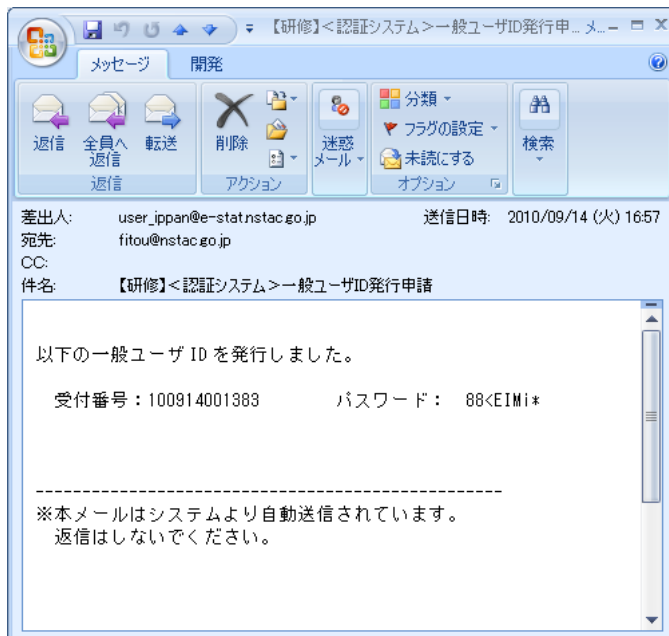
1. 発行する「一般ユーザ数」を入力します。
※ 一般ユーザについては、原則として一人につき1IDとし、職責に割り当ててください。
2. 「発行」をクリックします。

Step4 受付番号の確認

ユーザID発行受付確認画面



1. 「受付番号」及び発行された「一般ユーザID」を確認します。この後、課室管理者ユーザIDのメールアドレスに届くメール（下記参照）には、セキュリティ上ユーザIDの記載がなく、受付番号とパスワードが通知されます。必ず受付番号とユーザIDをメモするようにしてください。確認が終わりましたら、「確認」をクリックします。

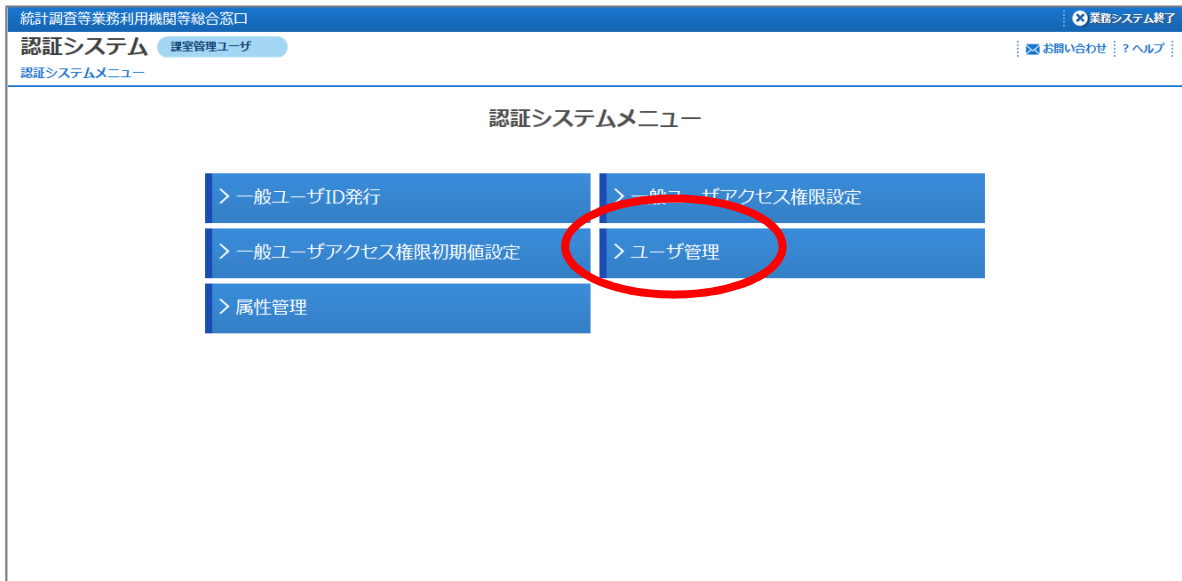


※ 初期パスワードが届かない場合は、メールアドレスを確認してください。メールアドレスが正しく設定されているにもかかわらず、初期パスワードが届かない場合は、ヘルプデスクまで御連絡ください。

メールアドレスの確認手順については「5.2 課室管理者ユーザIDのメールアドレスの変更」の項目に記載してありますので参照してください。

Step5 「ユーザ管理」を選択します

認証システムメニュー画面



1. 「ユーザ管理」をクリックします。

Step6 設定する一般ユーザを選択します

一般ユーザID選択画面

統計調査等業務利用機関等総合窓口 業務システム終了

認証システム 課室管理ユーザ お問い合わせ ヘルプ

認証システムメニュー > 一般ユーザ情報一覧

Link Index

- 一般ユーザID発行
- 一般ユーザアクセス権限設定
- 一般ユーザアクセス権限初期値設定
- ユーザ管理
- 属性管理

一般ユーザ情報一覧

戻る 業務システムTOPへ

ダウンロード

21件中1 - 20件表示

指定ページを表示 最初 前 1 2 次 最後

ユーザID	表示名	メールアドレス	選択
002001001001	担当者1		選択
002001001002	担当者2		選択
002001001003	担当者3		選択
002001001004	担当者4		選択
002001001005	担当者5		選択
002001001019	担当者6		選択
002001001020	担当者7		選択
002001001021	担当者8		選択

1. 設定する一般ユーザIDの「選択」をクリックします。

Step7 一般ユーザの権限, 情報を設定します

一般ユーザ設定画面

統計調査等業務利用機関等総合窓口

認証システム 課室管理ユーザ

認証システムメニュー > 一般ユーザ情報一覧 > 一般ユーザ更新

戻る 業務システムTOP

Link Index

- 一般ユーザID発行
- 一般ユーザアクセス権限設定
- 一般ユーザアクセス権限初期値設定
- ユーザ管理
- 属性管理

一般ユーザ更新

※印は必須入力です

ユーザID	002001001001
利用機関コード	00200
利用機関名	
課室コード	1001
課室名	課室管理ユーザ
有効化/無効化/年月日	2008/03/21 ~
認証方式	フンタイムパスワード
ユーザ種別	一般ユーザ / アクセス権限
メールアドレス※	
表示名※	担当者 1
利用可能システム	<input checked="" type="checkbox"/> 地域コード管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 調査項目データベース <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査システム <input checked="" type="checkbox"/> 調査員管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 認証システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計表管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計情報データベース <input checked="" type="checkbox"/> 地域統計分析システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計分類データベース <input checked="" type="checkbox"/> 政府統計の総合窓口 (e-Stat) <input checked="" type="checkbox"/> 掲示板

パスワード初期化 更新 削除

1. 一般ユーザIDの「メールアドレス」及び「表示名」を入力します。
2. 当該一般ユーザに使用させるシステムにチェックを付けます。
3. 「更新」をクリックします。「ユーザ情報を更新します。よろしいですか？」のメッセージが表示されます。

ユーザ情報を更新します。よろしいですか？

OK キャンセル

4. 「OK」をクリックします。

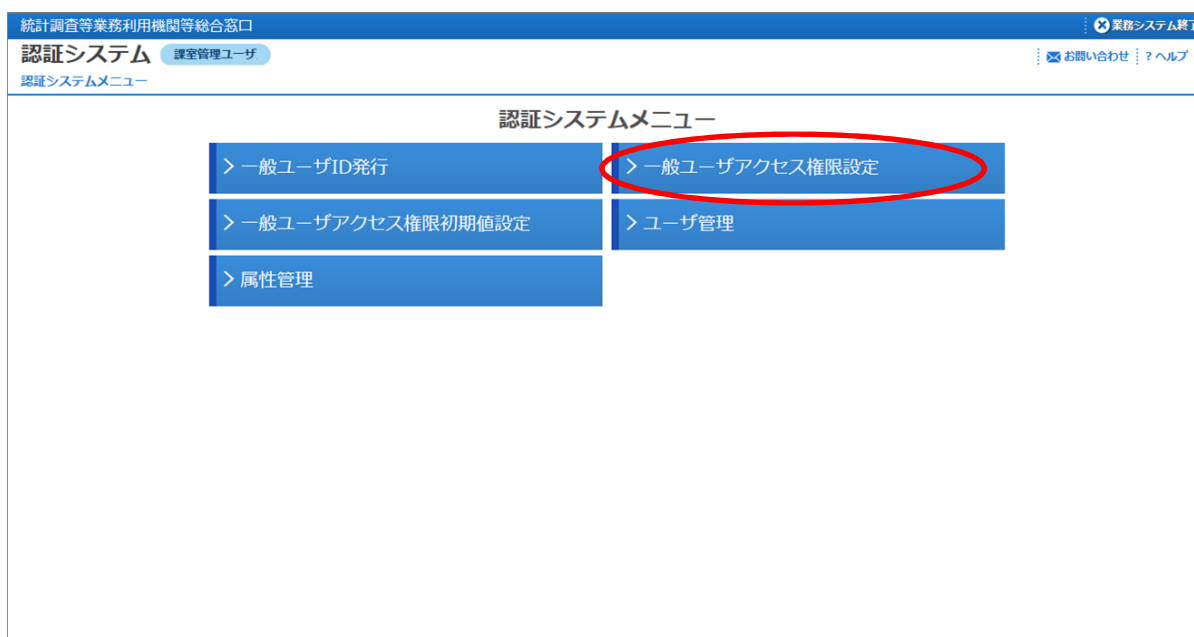
4.2 オンライン調査システムに関する権限設定

オンライン調査システムを利用するためには、統計調査を担当する一般ユーザIDの選択及び使用権限を設定する必要があります。

オンライン調査システムにおける使用権限は、「責任者権限」と「担当者権限」があり、権限を付与する一般ユーザIDのうち少なくとも1つは「責任者権限」を付与してください。「責任者権限」では、「担当者権限」において行える通常の管理業務に加え、処理完了の操作などの権限があります。

Step1 「一般ユーザアクセス権限設定」を選択します

認証システムメニュー画面



1. 「一般ユーザアクセス権限設定」をクリックします。

Step2 設定するシステムを選択します

一般ユーザアクセス権限設定システム選択画面



1. アクセス権限設定するシステム「オンライン調査システム」を選択します。

Step3 政府統計を選択します

政府統計一覧画面

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口 業務システム終了

認証システム 共同利用システム課 課室管理者 お問い合わせ ? ヘルプ

認証システムメニュー > 一般ユーザアクセス権限設定 (システム一覧) > 課室アクセス権限設定 (オンライン調査システム/統計調査選択)

Link Index

- [一般ユーザID発行](#)
- [一般ユーザアクセス権限設定](#)
- [一般ユーザアクセス権限初期値設定](#)
- [ユーザ管理](#)
- [属性管理](#)

4件中 1 - 4件表示

指定ページを表示 最初 前 1次 最後

政府統計コード	政府統計名	オンライン調査	選択
00400002	学校保健統計調査	対象	<input type="button" value="選択"/>
00400003	学校教員統計調査	対象	<input type="button" value="選択"/>
00400004	社会教育調査	対象	<input type="button" value="選択"/>
00400099	共有試行環境	対象	<input type="button" value="選択"/>

[戻る](#) [業務システムTOP](#)

1. アクセス権限を設定する政府統計「社会教育調査」の「選択」をクリックします。

Step4 設定システムを選択します

アクセス権限設定画面

総合窓口 業務システム終了

課 教室管理者 お問い合わせ ? ヘルプ

アクセス権限設定 (システム一覧) > 課室アクセス権限設定 (オンライン調査システム/統計調査選択) > 一般ユーザアクセス権限設定 (オンライン調査システム/)

戻る 業務システムTOP

一般ユーザアクセス権限設定 (オンライン調査システム/アクセス権限設定メニュー)

システム: オンライン調査システム
政府統計名: 社会教育調査

> 統計調査アクセス権限設定 > 調査票アクセス権限設定

1. 「統計調査アクセス権限設定」をクリックします。

Step5 アクセス権限を選択します

調査担当者設定画面

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口 業務システム終了

認証システム 共同利用システム課 課室管理者 お問い合わせ ? ヘルプ

認証システムメニュー > 一般ユーザアクセス権限設定 (システム一覧) > 課室アクセス権限設定 (オンライン調査システム/統計調査選択) > 一般ユーザアクセス権限設定 (オンライン調査システム/アクセス権限設定メニュー) > 一般ユーザアクセス権限設定 (オンライン調査システム/調査担当者登録)

Link Index 一般ユーザアクセス権限設定 (オンライン調査システム/調査担当者登録)

→ 一般ユーザID発行
→ 一般ユーザアクセス権限設定
→ 一般ユーザアクセス権限初期値設定
→ ユーザ管理
→ 属性管理

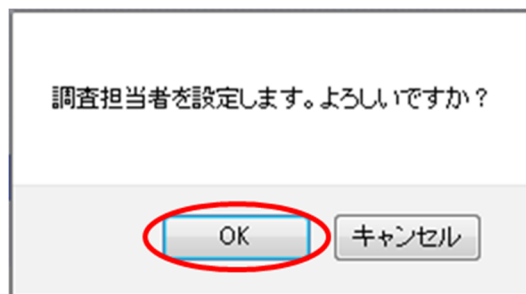
システム: オンライン調査システム
政府統計名: 社会教育調査

5件中 1 - 5件表示

指定ページを表示 最初 前 1次 最後

ユーザーID	表示名	アクセス権限	設定	権限詳細
600010001009		責任者 責任者	設定	表示
600010001012		無し	設定	表示
600010001026		責任者 責任者	設定	表示
600010001027		責任者 責任者	設定	表示
600010001029		責任者 責任者	設定	表示

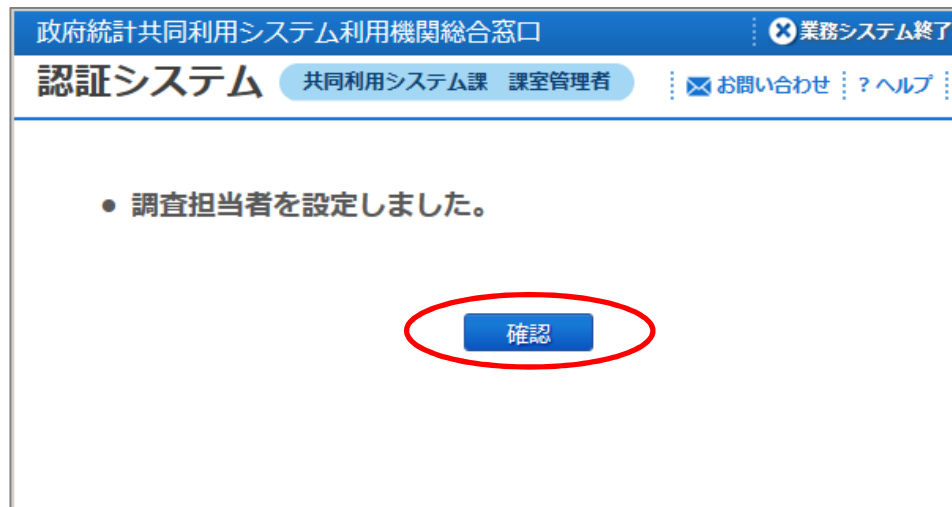
1. 権限一覧を一般ユーザごとに適正な「アクセス権限」を選択します。
2. 「設定」をクリックします。「調査担当者を設定します。よろしいですか？」のメッセージが表示されます。



3. 「OK」をクリックします。

Step6 情報設定の確認

調査担当者設定確認画面



1. 「確認」をクリックします。

4.3 一般ユーザのログイン方法

「4.1 オンライン調査に関する権限設定」まで終了後、一般ユーザIDにて政府統計共同利用システムにログインを行うことができます。

一般ユーザIDのログインの手順を以下に示します。

Step1 一般ユーザのログイン時に準備するもの

一般ユーザIDにて政府統計共同利用システムにログインを行う際に必要なものは以下のとおりです。

1. 課室管理者ユーザIDのログイン時に利用したOPT
 - ※ 一般ユーザIDで使用するOPTは、該当する一般ユーザが所属する課室管理者ユーザID用のものを共用します。
2. 「4.1 一般ユーザIDの発行」の「Step5 受付番号の確認」で発行を行ったパスワード

Step2 一般ユーザのログイン

政府統計共同利用システムに「一般ユーザID」でログインします。一般ユーザIDは市区町村番号（5桁）＋課室コード（4桁）＋「001～（3桁）」の12桁です。

- ※ 「001～（3桁）」については、連番になります。「4.2 一般ユーザIDの発行」の「Step5 受付番号の確認」で表示されるユーザID発行受付確認画面のID欄参照。

ログインの詳細な手順については、「3. 政府統計共同利用システムへのログイン」の項目に記載してありますので参照してください。

5. 付録

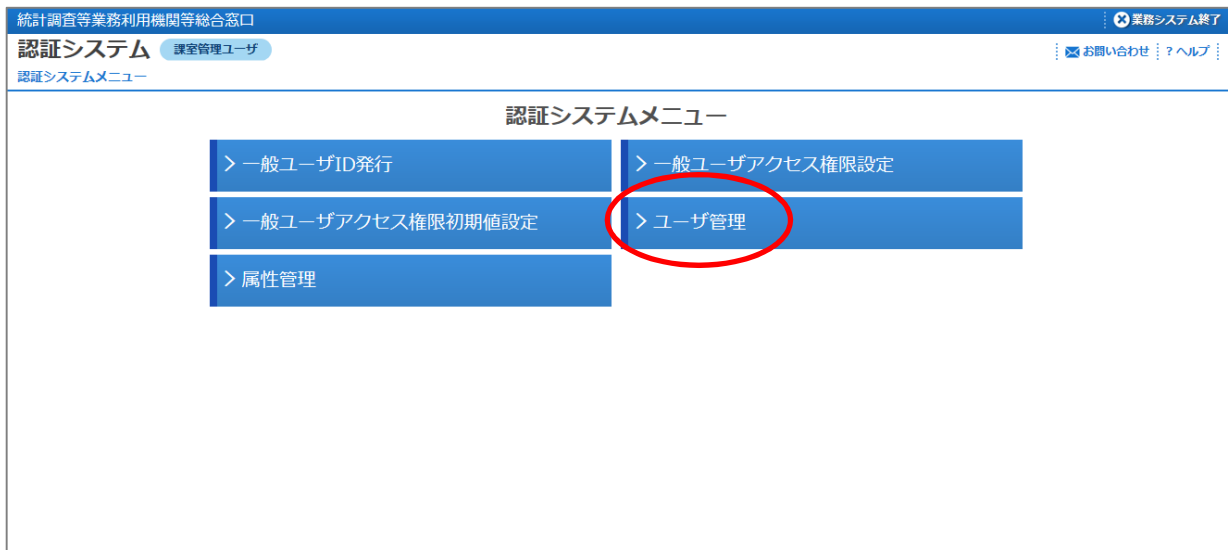
一般ユーザIDのパスワードを忘れてしまった場合や、「3. 政府統計共同利用システムへのログイン」にてログイン時に変更を行ったメールアドレスの変更を行いたい場合等に参照してください。

5.1 一般ユーザのパスワード初期化

課室管理者ユーザIDでログインを行い、認証システムの「ユーザ管理」から、一般ユーザのパスワードの初期化を行うことができます。

Step1 「ユーザ管理」を選択します

認証システムメニュー画面



1. 「ユーザ管理」をクリックします。

Step2 ユーザIDを選択します

ユーザID管理画面

The screenshot shows a web application interface for user management. At the top, there is a navigation bar with the text '統計調査等業務利用機関等総合窓口' and '業務システム終了'. Below this, the page title is '認証システム' and the current page is '課室管理ユーザ'. The breadcrumb trail is '認証システムメニュー > 一般ユーザ情報一覧'. On the left, there is a 'Link Index' menu with items like '一般ユーザID発行', '一般ユーザアクセス権限設定', etc. The main content area is titled '一般ユーザ情報一覧' and contains a table of users. The table has columns for 'ユーザID', '表示名', and 'メールアドレス'. The first row has '002001001001' as the user ID, '担当者1' as the name, and an empty email address. A red circle highlights the '選択' button in the rightmost column of the first row. Below the table, there is a pagination control showing '21件中 1 - 20 件表示' and buttons for '最初', '前', '1', '2', '次', '最後'. There are also buttons for '戻る', '業務システムTOPへ', and 'ダウンロード'.

ユーザID	表示名	メールアドレス	選択
002001001001	担当者1		選択
002001001002	担当者2		選択
002001001003	担当者3		選択
002001001004	担当者4		選択
002001001005	担当者5		選択
002001001019	担当者6		選択
002001001020	担当者7		選択
002001001021	担当者8		選択

1. パスワードの初期化を行う，教育委員会用の一般ユーザの課室管理者ユーザIDの「選択」をクリックします。

Step3 一般ユーザの設定を変更します

一般ユーザ権限設定画面

統計調査等業務利用機関等総合窓口 業務システム終了

認証システム 課室管理ユーザ お問い合わせ ? ヘルプ

認証システムメニュー > 一般ユーザ情報一覧 > 一般ユーザ更新

Link Index 戻る 業務システムTOP

→ 一般ユーザID発行
→ 一般ユーザアクセス権限設定
→ 一般ユーザアクセス権限初期値設定
→ ユーザ管理
→ 属性管理

一般ユーザ更新

※印は必須入力です

ユーザID	002001001001
利用機関コード	00200
利用機署名	
課室コード	1001
課室名	課室管理ユーザ
有効化無効化/年月日	2008/03/21 ~
認証方式	フンタイムパスワード
ユーザ種別	一般ユーザ <input type="button" value="アクセス権限"/>
メールアドレス※	<input type="text"/>
表示名※	担当者 1
備考	<input type="text"/>
利用可能システム	<input checked="" type="checkbox"/> 地域コード管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 調査項目データベース <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査システム <input checked="" type="checkbox"/> 調査員管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 認証システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計表管理システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計情報データベース <input checked="" type="checkbox"/> 地域統計分析システム <input checked="" type="checkbox"/> 統計分類データベース <input checked="" type="checkbox"/> 政府統計の総合窓口 (e-Stat) <input checked="" type="checkbox"/> 表示版

1. 「パスワード初期化」をクリックします。「削除」をクリックしないように気を付けてください。
2. 選択した一般ユーザのメールアドレスに、初期化されたパスワードを通知するパスワード初期化メールが送信されます。

5.2 課室管理者ユーザIDのメールアドレスの変更

課室管理者ユーザIDに登録されているメールアドレスには、調査実施機関からオンライン調査システムに対する設定指示等がオンライン調査システムを通じて送信されます。メールアドレスに入力間違い等があると業務に支障をきたすおそれがありますので注意してください。

Step1 課室管理者ユーザIDでログインし認証を選択します

政府統計共同利用システムに「課室管理者ユーザID」でログインします。課室管理者ユーザIDは市区町村番号（5桁）＋課室コード（4桁）＋「000」の12桁です。

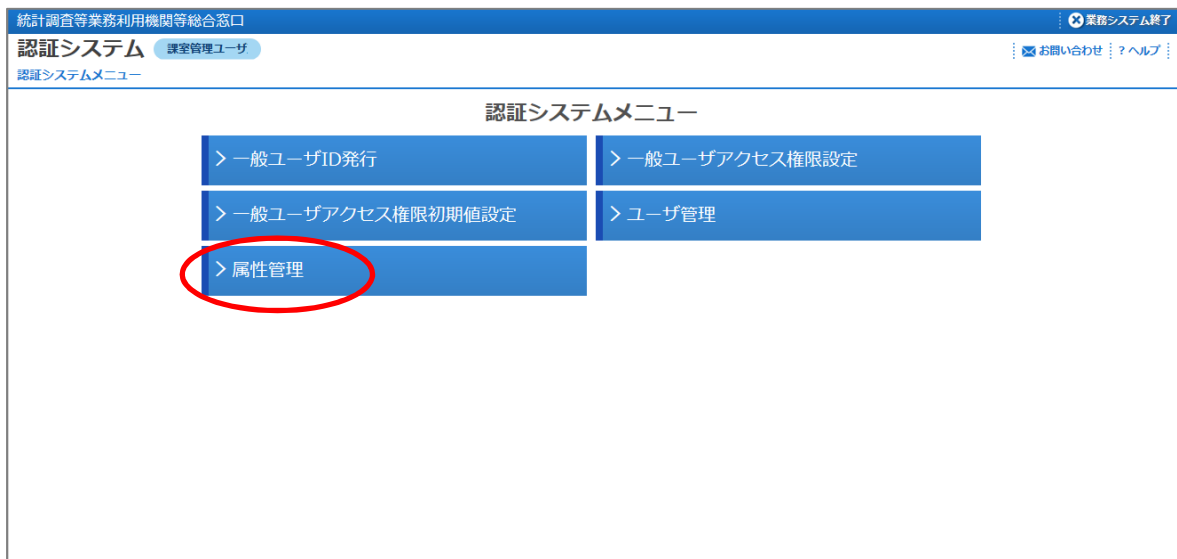
※ 「教育委員会用課室のログイン情報」の「ユーザID」欄を参照してください。

ログインの詳細な手順については、「3.1 OPTを利用したログイン」の項目に記載してありますので参照してください。

利用機関ポータルの初期画面が表示されましたら「認証システム」を選択します。

Step2 「属性管理」を選択します

認証システムメニュー画面



1. 「属性管理」をクリックします。

Step2 ログインしているユーザの属性を設定します

属性管理画面

統計調査等業務利用機関等総合窓口 業務システム終了

認証システム お問い合わせ ? ヘルプ

課室管理ユーザ管理

認証システムメニュー > 属性管理

Link Index 戻る 業務システムTOP

- 一般ユーザID発行
- 一般ユーザアクセス権限設定
- 一般ユーザアクセス権限初期値設定
- ユーザ管理
- 属性管理

属性管理

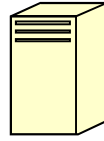
※印は必須入力です

ユーザID	002001001000
利用機関コード	00200
利用機関名	
課室コード	1001
課室名	課室管理ユーザ
有効化/無効化年月日	2008/03/21 ~
認証方式	ワンタイムパスワード
ユーザ種別	課室管理者
メールアドレス*	<input type="text"/>
表示名*	課室管理ユーザ
備考	<input type="text"/>

1. 課室管理者ユーザの「メールアドレス」, 「表示名」及び必要があれば備考欄を適宜経変更します。
2. 「更新」をクリックします。

⑥ 平成30年度 社会教育調査 エラー照会方法について

文部科学省にて
「紙の調査票」の電子化
エラーチェック



①【基本的事項のエラー】

- ・施設整理番号等の誤記入
- ・範囲外の数値・文字の入力等

メール等で教育委員会に照会
文部科学省でデータを修正

②【エラー】

- ・調査票内の論理エラー等
- ・エラータイプは以下の2種類
 - 修正が必須のエラー
 - 確認が必要なワーニング

※ワーニングは、確認の結果数値が正しければ修正の必要はない。
※エラーとワーニングはエラーコードで判別

エラー情報を収録したファイルをメール等で送付
教育委員会で照会を行って、エラー帳票を
修正し、文部科学省に返送

エラーリストとエラー帳票からなる
エラーのある施設ごとのエクセルファイルを収録。



【エクセルファイルの内容】

No	調査票名	...	エラーメッセージ

エラーリスト

エラー帳票

【エラー修正の方法】

- ① エラーリストでエラー箇所及びエラー内容を確認
- ② エラー帳票の色付けされた箇所を修正

※ エラー帳票は色づけされた箇所以外入力不可となっている。その他の箇所を修正したい場合には、ロックを解除する必要がある。

⑦ よくある質問集

【教育委員会番号及び教育施設等名称ファイル】

質問 1 施設名称ファイルを修正して、ID・パスワードの発行を依頼できるのはいつまで可能か？

回答 10月1日の調査実施期日以降でも、システムの設定及びID・パスワードの発行は可能です。ただし、調査が始まってからのシステム設定は時間がかかるため、調査客体へのIDとパスワード提供が遅れるおそれがあります。出来るだけ調査開始前に名簿の精査をお願いします。

質問 2 施設名称ファイルの「空白」欄については、詰めたり削除したりしてはいけないのか？

回答 ファイルのレイアウトを修正すると（例えば「行」の削除）、文部科学省におけるシステムの設定作業に困難が生じるので行わないでください。

質問 3 施設名称ファイル等の提出は、メールで行えばよいか？

回答 修正したファイルをメールに添付し、修正箇所についてメール本文に記載の上、お送りください。

質問 4 平成30年11月1日に合併予定の市町村があるが、教育委員会番号についてはどのように対応したらよいか？

回答 10月1日の調査開始後に、合併に対応してシステムを修正することは不可能です。よって、初めから合併を視野に入れて教育委員会番号を修正し、10月1日の時点においても合併後の状態で調査を行うことにするか、教育委員会番号の修正は行わず、旧市町村の状態で調査を行うことにするかを御選択ください。その後のエラーチェックなどの事務が継続することを考えると、初めから合併を視野に入れていただく方が、煩雑な事務の軽減になるかと思えます。

質問 5 教育委員会ではない組合があり、調査対象施設を所管している。調査票の収集系統はどのようにしたらよいか？

回答 紙で提出する場合は、組合を経由して都道府県に提出することになります。オンライン調査システム利用の場合は都道府県にて確認することになります。なお、施設名称ファイルの教育委員会番号は「1000（都道府県）」としてください。

質問 6 組合教育委員会などが所管する施設の「教育委員会番号」「市町村識別番号」「施設の所在地 都道府県番号」「施設の所在地 市（区）町村番号」についてはどのように入力したらよいか？

回答 以下のとおり入力してください。

- ・「教育委員会番号」・・・当該事務組合の教育委員会番号
- ・「市町村識別番号」・・・「000」を入力（県と同様の扱い）
- ・「施設の所在地 都道府県番号」・・・施設の所在地の都道府県番号
- ・「施設の所在地 市（区）町村番号」・・・施設の所在地の市（区）町村番号

質問7 施設名称ファイルについて、市町村合併により施設名称や住所に変更がある場合の修正方法について、(1) 全く新しい市町村名になった場合、(2) 吸収されて既存の市町村に編入となった場合、それぞれどのようにすればよいか？

回答 市町村番号の修正に伴い、該当する施設のうち「教育委員会番号」「施設整理番号」の修正が必要である場合は当該施設データを廃止とします。(本手引 38 ページ参照。)
「教育委員会番号」が「1000」の施設については、上書きでの修正が可能です。
廃止にした施設は以下のとおり新規データを作成します。(本手引 37 ページ参照。)

(1) 全く新しい市町村名になった場合

例：A町(市町村番号 301)とB村(302)が合併しC市(201)が誕生の場合

① 都道府県が収集する施設の場合、「教育委員会番号(1000)」及び「市町村識別番号(000)」は修正不要。

市町村が収集する施設の場合、「教育委員会番号」「市町村識別番号」を合併後の番号 201 に修正が必要。

② 「設置者」を該当する番号に修正。

③ 「施設整理番号」については修正しない。

④ 「施設の所在地 市(区)町村番号」を全て「2202」「201」に修正。

⑤ 「施設の名称」必要があれば修正。

(2) 吸収されて既存の市町村に編入となった場合

例：D市(202)にE町(304)が吸収され、D市(202)のみとなった場合

・旧D市に所在する施設については、修正不要。

・旧E町に所在する施設については、(例1)の①～⑤のとおり変更。

(「教育委員会番号」「市町村識別番号」はそれぞれ「2202」「202」に読替え)

質問8 県から市に所管が変わった施設については、どのように修正するのか？

回答 該当する施設の「修正履歴記入欄」に「県から市へ所管が変わったため廃止」と記入します。

それらの施設については新規の施設として、以下の通り新規の「行」を作成します。

① 「教育委員会番号(1000)」及び「市町村識別番号(000)」について、設置者の変更に伴い、「教育委員会番号(2+市町村番号)」「市町村識別番号(市町村番号)」に修正。

② 「設置者」についても修正。

③ 「施設の名称」についても修正。

質問9 施設の改修のため、一時的に別組織を設置して名称変更している施設があるが、どのように更新すべきか(既存施設を「廃止」とし、暫定施設を「新設」とすべきか)？

回答 更新の必要はありません。

質問10 施設整理番号について、分かりやすいように所管課ごとに連番に修正してもよいか？

回答 施設整理番号については、前回調査データとの整合性を保つため、修正しないでください。

質問 11 都道府県番号，教育委員会番号，施設整理番号，マスタ開始年月日について修正したいのだが，どのように修正をすればよいか？

回答 「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「マスタ開始年月日」については，システム上編集出来ません。どうしても修正が必要な場合には，当該施設データを廃止にして，新規のデータを新たに追加する修正を行ってください。
なお，廃止にする場合や新規データを追加する場合には，「修正履歴記入欄」にその旨を記載してください。

質問 12 平成 27 年度調査時点で「2」（新設）であった施設において，今回提出のファイルにおいては「1」（既存）に修正すべきか？

回答 文部科学省が提供した「施設名称ファイル」は，平成 27 年度調査の際に各都道府県教育委員会から提出があったものですので，平成 30 年度調査の開始に当たって，調査項目「新設・廃止別」について，元々「2」と記入されている箇所については，「1」に全て修正してください。

【公民館調査】

質問 13 前回調査までは公民館だった施設がコミュニティセンターになり，所管も首長部局に移っているが，公民館調査の対象になるか？

回答 調査対象にはなりません。
施設名称ファイルの「新設・廃止の別」の欄に「3」（廃止）と記入してください（廃止の場合の取扱いについては，本手引 38 ページ参照）。

質問 14 前回調査について，コミュニティセンター（所管＝教育委員会）を公民館類似施設として調査対象としていたところ。今年度から首長部局に所管が移ったのだが，公民館調査の対象になるか？

回答 調査対象にはなりません。
施設名称ファイルの「新設・廃止の別」の欄に「3」（廃止）と記入してください（廃止の場合の取扱いについては，本手引 38 ページ参照）。

質問 15 「公民館類似施設」から「公民館本館」に変更になった施設については，どのように取り扱えばよいか？

回答 公民館類似施設（施設整理番号：18001～18999）から公民館本館（施設整理番号：11001～18999）への修正については，施設整理番号の修正を伴うため，公民館類似施設としてのデータを廃止として，新たに公民館としてのデータを作成します。

【図書館調査】

質問 16 日本赤十字社立の図書館については都道府県では対象が把握できませんが，どのように取り扱えばよいのでしょうか？

回答 日本赤十字社立の図書館は図書館法上設立可能となっているため，調査項目として設けていますが，現在は存在しないため回答する必要はありません。

【博物館調査】

質問 17 前回調査では「博物館類似施設」として調査していた施設について、「博物館及び博物館相当施設」であることが判明した。どのように修正したらよいか？

回答 博物館類似施設（施設整理番号：21001～28999）から博物館・博物館相当施設（施設整理番号：11001～18999）への修正については、施設整理番号の修正を伴うため、「博物館類似施設」ファイルの当該施設を廃止として、「博物館」ファイルに当該施設を新設として追加します。

また、両方のファイルの「修正履歴記入欄」に理由を記入してください。逆の場合についても同様の修正を行います。

質問 18 県と市が共同で設置している博物館があるが、設置者はどちらにすべきか？（県、市のどちらも設置条例を制定している。なお、市は条例で当該博物館に係る事務を県に委任することとしている。）

回答 複数の設置者を設定することは出来ないため、実情を踏まえて、いずれか一方を回答します。この場合、設置者は県とします。

質問 19 博物館の建物を改築中で、現在は仮設の建物で博物館として開館している。このような場合に調査の対象となるのか？

回答 調査対象になります。調査期日の10月1日現在、本来の建物がないのであれば、仮設の建物で回答してください。

【体育施設調査】

質問 20 町立の体育施設が民間に移管された場合の修正方法はどのようにしたらよいか？

回答 社会体育施設（施設整理番号：11001～18999）から民間体育施設（施設整理番号：21001～28999）への修正については、施設整理番号の修正を伴うため、「社会体育施設」ファイルの当該施設を廃止として、「民間体育施設」ファイルに当該施設を新設として追加します。

また、両方のファイルの「修正履歴記入欄」に理由を記入してください。逆の場合についても同様の修正を行います。

質問 21 県が設置したキャンプ場について、市に管理運営を委託している場合の設置者は県でよいか？また調査の収集系統も県ということになるのか？

回答 設置者についても、収集を行う経路機関としても「県」にします。

質問 22 公立の体育施設の設置条例の目的に「農村の親睦を深め、その健康増進に寄与するため」や「湾岸労働従事者の福利厚生のため」などと定められている施設について、原則はそうであるが、実際は誰でも利用できる施設として運営されている場合は調査対象になるのか？

回答 設置条例上、利用者の範囲を限定していても、運用上「一般の利用に供」している状態であれば、調査対象となります。

質問 23 生涯学習センターなど、社会教育調査の対象となっている施設に附属する運動場についても、体育施設調査の対象とするのか？

回答 社会教育調査の対象となっている施設に附属する体育施設については、体育施設調査の対象外とします。

質問 24 社会教育調査の対象となっていない施設に附属する運動場については、体育施設調査の対象とするのか？

回答 社会教育調査の対象となっていない施設に附属する体育施設については、体育施設調査の対象とします。

質問 25 県立の運動公園内に市立のスポーツ施設が存在するが、それぞれ別の施設として調査対象とすべきか？

回答 設置者が異なるので、別の施設として調査対象とします。

質問 26 釣堀や観光用の遊歩道については調査対象とするのか？

回答 スポーツ施設とは見なさないので調査対象外とします。

質問 27 県立の遊歩道が8つあり、調査上一つにまとめたいので、一つに統合したいが、どのようにしたらよいか？

回答 前回データとのマッチングなどができなくなるので統合しないでください。

質問 28 ゲームセンターなど、建物の中にバッティングセンターが設置されているところがあるが、当該バッティングセンターは調査対象とするのか？

回答 遊戯施設内に併設するバッティングセンターについては対象外とします。

質問 29 バッティングセンター(単独施設)は体育施設調査の対象か？調査対象であれば、どの程度の規模からが対象となるのか？

回答 対象とします。体育施設の種類コードは「53：その他」とします。規模については不問です。

質問 30 ボクシングジムは体育施設調査の対象か？

回答 対象とします。体育施設の種類コードは「53：その他」とします。規模については不問です。

【生涯学習センター調査】

質問 31 ある市町村で「生涯学習センター」の下に「地域学習センター」という名称の施設が設置されている。名称に「生涯学習」が含まれていないが、調査対象となるか？

回答 対象外とします。

質問 32 市町村立の生涯学習センターには体育施設と図書館が附設されている。これらの施設は設置条例上も明記されているが、調査の対象となるか？

回答 図書館、体育施設などについて、他の施設に附属する施設は調査対象外です（本手引 41, 46, 47 ページ参照）。

【一般ユーザ ID の作成について】

質問 33 利用機関管理者とは何か？

回答 当該地方公共団体の統計主管課で管理しているユーザです。「課室管理者」のパスワードを初期化するなどの権限があります。

質問 34 課室管理者とは何ですか？課室管理者ができる作業は何か？

回答 認証システムを用いて一般ユーザ ID の発行及びそのアクセス権限の設定を行うのが、課室管理者ユーザです。

なお、文部科学省から「課室コード」一覧というリストを各都道府県教育委員会担当者へ提供していますので、そのリスト掲載のメールアドレスから課室管理者がどなたかを特定してください。特定不能である場合は、利用機関管理者（統計主管課）に依頼して「課室管理者」のパスワードの初期化及びメールアドレスの再登録を行い、「課室管理者」としてログインが可能になるように設定してください。

質問 35 文部科学省から提供された「課室コード一覧」について、課室管理者のメールアドレスが前任者や他部署のメールアドレスになっているが、修正してよいか？

また、「課室コード一覧」の修正・文部科学省への送付を行えば、課室管理者のメールアドレスの修正は完了するのか？

回答 前任者や他部署のメールアドレスは修正してください。課室管理者のメールアドレスは、課室管理者権限でシステムにログインした際に、システム上で修正してください。

文部科学省や都道府県では、当該地方自治体の課室管理者としてログインできないため、システム上の修正を行うことはできません。よって「課室コード一覧」のメールアドレス欄を修正して送付しても課室管理者のメールアドレスは修正されません。

質問 36 一般ユーザとは何か？一般ユーザができる作業は何か？

回答 設定されたアクセス権限の範囲内において実際にオンライン調査の各種操作を行うのが一般ユーザです。一般ユーザによって経由機関としてのシステム操作を行います。

質問 37 一般ユーザ ID を発行するにはどうすればよいか？

回答 課室管理者ユーザでシステムにログインを行い、一般ユーザ ID を発行してください。発行した一般ユーザ ID には、必ずアクセス権限を設定してください（本手引 62 ページ参照）。

質問 38 一般ユーザ ID は発行する際にアクセス権限を付与する必要があると思うが、責任者が担当者か、どちらにすべきか？

回答 社会教育調査の業務を行う一般ユーザをいくつ発行するかによりますが、一つだけでしたら、「責任者」としてください。複数発行する場合は、「責任者（一つ）」と「担当者（残りの一般ユーザ）」にしてください。責任者は、通常の収集業務に加えて、「回答データ取得」「提出済み調査票データの削除」「処理完了」ができます。担当者は、通常の収集業務のみとなります。

質問 39 他調査でシステムを利用するため、既に一般ユーザ ID を持っている場合はどうすればよいか？

回答 社会教育調査が利用できるようアクセス権限の設定を行ってください（本手引 69 ページ参照）。

質問 40 LGWAN とは何か。また、LGWAN につながっていない場合にはどうすればよいか？

回答 インターネットではない仕組みで地方自治体間でのやりとり等で利用される「総合行政ネットワーク」のことです。

LGWAN につながっていない場合は、インターネット接続を利用する方法があります。

インターネット接続を利用する場合は、政府統計共同利用システムヘルプデスクに連絡をして利用申請を行ってください。その際、代表 IP アドレスを提出する必要があります。

利用申請が終了したら、配布される「利用機関コード」「課室コード」を都道府県教育委員会を通じて文部科学省に連絡してください。

質問 41 OPT（ワンタイムパスワードトークン）とは何か？

回答 OPT（ワンタイム・パスワード・トークン）とは、ログインの際に必要なパスワードを表示する機械です。

政府統計共同利用システムでは、ログインの際に複合認証を行っているため、システムにログインするには、一般ユーザ ID 及びパスワードに加え、ワンタイムパスワードトークンに表示されるパスワードが必要になります（本手引 56 ページ参照）。

【政府統計共同利用システムの利用】

質問 42 政府統計共同利用システムでは何ができるのか？

回答 社会教育調査は、政府統計共同利用システムを利用してオンラインによって、電子調査票を送信することができます。

報告義務者（各調査票の記入者）においては、入力漏れや誤記入を防ぐことが可能となり、前回調査（平成 27 年度調査）の回答内容について確認・比較ができます。

経由機関（教育委員会）においては、当該教育委員会の収集する全ての調査票について、オンラインで提出がされているか確認ができます。

質問 43 政府統計共同利用システムへのログインについて、二つの方法があるようであるが、どのように使い分けたらよいか？

回答 経由機関として調査票の確認を行う場合は、(1)利用機関総合窓口を利用します。社会教育行政調査票など報告義務者として調査票の記入を行う場合は、(2)政府統計オンライン調査システム総合窓口を利用します。

(1) 利用機関総合窓口 (本手引 57 ページ参照)

- ① 原則として LGWAN につながっている環境が必要です。
- ② 「一般ユーザ ID」「パスワード」を入力します。
- ③ ログインの際にはワンタイムパスワードトークンが必要
- ④ 当該教育委員会が収集する全ての調査票の確認・代行入力・修正ができます。
- ⑤ 電子調査票の記入・修正の作業はブラウザ上のみで可能であり、デスクトップ上ではできません。

(2) 政府統計オンライン調査システム総合窓口 (各調査対象施設等用手引参照)

- ① インターネットが利用できる環境が必要です。
- ② 文部科学省より配布される「調査対象者 ID」「確認コード」を入力します。
- ③ 入力した「調査対象者 ID」に対応する電子調査票の入力・修正・送信ができます。
- ④ 電子調査票の記入・修正はブラウザ上及びデスクトップ上の作業が可能です。

【手引・調査票などの配布について】

質問 44 オンライン調査システムを利用する調査対象施設に対しても手引及び調査票を配布しなければならないのか？

回答 必ずしも全ての調査対象施設に対して、郵送による手引及び調査票の配布が必要であるとは考えていません。手引などについては、文部科学省のホームページに掲載するので、各施設においてダウンロードしていただくことは可能です。

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm

【平成 27 年度社会教育調査のデータ (訂正用帳票) の配布について】

質問 45 平成 30 年度社会教育調査の際に、前回調査(平成 27 年度)で施設が提出した「社会教育調査の調査票データ」を都道府県教育委員会において、調査票の確認又は審査に利用したり、市町村教育委員会や施設に配布してもよいか？

回答 各都道府県教育委員会担当者に「訂正用帳票」(27 年度調査の回答データ)を配布しますので、調査実施の際に御利用ください。利用方法は任意です。

なお、都道府県教育委員会において、市町村教育委員会に配布する際には、当該市町村教育委員会の収集に関係のない施設のデータを提供することがないように留意してください。

また、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会において、施設に配布する際に、別の施設のデータを提供することがないように留意してください。

【調査票の審査について】

質問 46 電子調査票の審査について、どのように行えばよいか？

回答 政府統計オンライン調査システムにより、回答データ取得機能を利用して、電子データを入手の上、「調査票データ一覧作成ツール」を利用してください。

その際、エクセル形式で調査票データ及びエラーメッセージ（前回データとの変更がある場合のみ）が表示されますので、今回のデータの変更理由について確認してください。

質問 47 追加で提出した調査票データのみを、回答データ取得機能を利用して、電子データを入手したいのだが可能か？

回答 政府統計オンライン調査システムから回答データ取得機能を利用する際に、前回取得した時点以降のデータのみを作成する機能（差分機能）がありますので、利用してください（本手引 23 ページ参照）。

質問 48 紙の調査票の審査について、どのように行えばよいか？

回答 次のとおり行ってください。その際、平成 27 年度データとの比較をするとよいかと思えます。

- ① 調査票の提出枚数の確認
- ② 「社会教育行政調査用」及び「施設用」の手引「IV 調査票の作成について」に掲載の調査票を利用して審査を行う。
- ③ 調査票に「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設の所在地都道府県番号」「施設の所在地市町村番号」を記入する。

なお、提出された紙の調査票については、平成 30 年 12 月 10 日以降に、文部科学省において電子化を行い、電子調査票と同様のエラーチェック（電子調査票内エラーチェック事項一覧及びエラーメッセージ一覧）をかけて、エラーがある施設については、平成 31 年 2 月以降にエラー照会を行いますので、代行入力をして審査を行うことを推奨します。

⑧ 関係法令等

◎ 統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で

あって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

- 1 1 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 1 2 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（基本理念）

- 第三条** 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。
- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
 - 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
 - 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（略）

（基幹統計の指定）

- 第七条** 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かななければならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（基幹統計の公表等）

- 第八条** 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - 3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

（基幹統計調査の承認）

- 第九条** 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める者
 - 五 報告を求めるために用いる方法

- 六 報告を求める期間
- 七 集計事項
- 八 調査結果の公表の方法及び期日
- 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(略)

(基幹統計調査の変更又は中止)

- 第十一条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

- 第十二条** 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

- 第十三条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(略)

(立入検査等)

- 第十五条** 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第十六条** 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(命令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(略)

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(略)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(略)

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
- 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務
- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた

者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

- 2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第二項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

◎ 統計法施行令（平成二十年十月三十一日政令第三百三十四号）（抄）

（略）

（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
- 二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
 - イ 調査対象の範囲
 - ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間
 - ハ 報告を求めた者
 - ニ 報告を求めするために用いた方法

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第

二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を，都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を，市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

- 2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務，都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務，統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は，地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち，都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務，統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は，地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（基幹統計調査であること等の明示）

第五条 行政機関の長は，基幹統計調査を行うに当たっては，その報告を求める者に対し，当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を，調査票に記載することその他の方法により，明示しなければならない。

（略）

別表第四（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村長が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
二 社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	一 調査票（都道府県知事が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務 二 都道府県の教育委員会に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務	一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施設として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 二 前号に規定する調査票の収集に関する事務 三 第一号、この項第三欄第一号及びこの項第六欄第四号に規定する調査票の審査並びにこの項第六欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 四 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 五 調査票（都道府県の教育委員会の社会教育行政についての調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村長が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務 二 市町村の教育委員会に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき社会教育施設として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 二 前号に規定する調査票の収集に関する事務 三 第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務 四 調査票（市町村の教育委員会の社会教育行政についての調査に係るものに限る。）の作成に関する事務 五 都道府県の教育委員会に対する前二号に規定する調査票の送付に関する事務
	その他の事務	三 都道府県の教育委員会との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務	六 文部科学大臣、都道府県知事、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務 七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 八 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 九 市町村の教育委員会の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十一 文部科学大臣に対する第三号及び第五号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務	三 市町村の教育委員会との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務	六 都道府県の教育委員会、市町村長及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務 七 市町村の区域における調査の広報に関する事務 八 都道府県の教育委員会に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 九 都道府県の教育委員会に対する関係書類の送付に関する事務 十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

◎ 社会教育調査規則（昭和三十五年六月二十八日文部省令第十一号）（抄）

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、社会教育調査規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である社会教育統計を作成するための調査（以下「社会教育調査」という。）の実施に関しては、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号。以下「令」という。）第四条第一項に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 社会教育調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社会教育行政社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項又は第六条第一項の規定に基づき教育委員会が行う事務をいう。

- 二 社会教育関係職員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条 に規定する職員のうち、社会教育に関する事務又は技術に従事するもの（教育次長及び部長の職にある者を除き、単純な労務に従事する者を含む。）をいう。
- 三 社会教育委員等 社会教育法第十五条 に規定する社会教育委員、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十二条に規定するスポーツ推進委員、条例に基づき教育委員会の附属機関として置かれた社会教育に関する委員及び教育委員会が委嘱した社会教育に関する指導員をいう。
- 四 公民館 社会教育法第二十一条 の規定に基づき設置された公民館をいう。
- 五 公民館類似施設 社会教育法第四十二条 に規定する施設のうち、市町村が設置したものをいう。
- 六 図書館 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条 に規定する図書館をいう。
- 七 図書館同種施設 図書館法第二十九条 に規定する施設のうち、地方公共団体が設置したものをいう。
- 八 博物館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条 に規定する博物館をいう。
- 九 博物館相当施設 博物館法第二十九条 の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。
- 十 博物館類似施設 博物館の事業に類する事業を行う施設で、前号に規定する施設以外の施設のうち、別に文部科学大臣が定める規模以上の施設をいう。
- 十一 青少年教育施設 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設をいう。
- 十二 女性教育施設 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置した社会教育施設をいう。
- 十三 体育施設 一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設をいう。
- 十四 劇場、音楽堂等 地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した劇場及び音楽堂等の文化施設のうち、別に文部科学大臣が定める規模以上の施設をいう。
- 十五 生涯学習センター 地域における生涯学習を推進するための中心機関として都道府県及び市区町村が条例に基づき設置した施設をいう。

（調査の実施時期及び区分）

第四条 社会教育調査は、文部科学大臣の指定する年度及び期日において、社会教育について次の区分の全部又は一部について行う。

- 一 社会教育行政調査
- 二 公民館調査
- 三 図書館調査
- 四 博物館調査
- 五 青少年教育施設調査
- 六 女性教育施設調査
- 七 体育施設調査
- 八 劇場、音楽堂等調査
- 九 生涯学習センター調査

2 前項の調査区分の一部について調査を実施するときは、文部科学大臣がこれを指定する。

（調査事項）

第五条 社会教育調査は、前条の調査区分により、次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

- 一 社会教育行政調査
 - 1 地方公共団体の種別

- 2 地方公共団体の特性
- 3 社会教育関係職員に関する事項
- 4 社会教育委員等に関する事項
- 5 社会教育行政の実施状況
- 二 公民館調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 公民館又は公民館類似施設の別
 - 5 本館又は分館の別
 - 6 職員に関する事項
 - 7 施設の状況
 - 8 設備の状況
 - 9 事業実施状況
 - 10 利用状況
- 三 図書館調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 図書館又は図書館同種施設の別
 - 5 本館又は分館の別
 - 6 職員に関する事項
 - 7 施設の状況
 - 8 設備の状況
 - 9 事業実施状況
 - 10 利用状況
- 四 博物館調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の別
 - 5 種別
 - 6 職員に関する事項
 - 7 施設の状況
 - 8 設備の状況
 - 9 事業実施状況
 - 10 利用状況
- 五 青少年教育施設調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 種別
 - 5 職員に関する事項
 - 6 施設の状況
 - 7 設備の状況
 - 8 事業実施状況
 - 9 利用状況

- 六 女性教育施設調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 職員に関する事項
 - 5 施設の状況
 - 6 設備の状況
 - 7 事業実施状況
 - 8 利用状況
- 七 体育施設調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 種別
 - 5 職員に関する事項
 - 6 施設の状況
 - 7 設備の状況
 - 8 事業実施状況
 - 9 利用状況
- 八 劇場、音楽堂等調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 職員に関する事項
 - 5 施設の状況
 - 6 設備の状況
 - 7 事業実施状況
 - 8 利用状況
- 九 生涯学習センター調査
 - 1 名称及び所在地
 - 2 設置者の別
 - 3 管理者の別
 - 4 職員に関する事項
 - 5 施設の状況
 - 6 設備の状況
 - 7 事業実施状況
 - 8 利用状況

2 前項の調査事項の細目は、文部科学大臣が別に定める調査票に記載するところによる。

(報告の義務及び方法等)

第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県の教育委員会若しくは市町村の教育委員会を通じて配布する調査票によつて報告しなければならない。

上 欄	下 欄
公民館及び公民館類似施設の長	前条第一項第二号の事項

図書館及び図書館同種施設の長	前条第一項第三号の事項
博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設の長	前条第一項第四号の事項
青少年教育施設の長	前条第一項第五号の事項
女性教育施設の長	前条第一項第六号の事項
体育施設の長	前条第一項第七号の事項
劇場、音楽堂等の長	前条第一項第八号の事項
生涯学習センターの長	前条第一項第九号の事項

2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分によりこれを提出することによって行うものとする。

一 国立の博物館相当施設及び博物館類似施設並びに独立行政法人が設置する博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、文部科学大臣の指定する期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、博物館相当施設及び女性教育施設の長は、都道府県の教育委員会の定める期日までに都道府県の教育委員会に提出する。

三 市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、市町村の教育委員会の定める期日までに市町村の教育委員会に提出する。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の報告をする場合は、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項及び第五条第一項の規定中電子証明書に関する規定は、適用しない。

（調査票の作成）

第七条 令別表第四の二の項第三欄第一号及び同項第五欄第一号の文部科学省令で定める都道府県知事又は市町村長が作成すべき調査票は、次の表の上欄の区分ごとに下欄に掲げる事項に関するものとする。

上 欄	下 欄
都道府県知事	当該都道府県の設置する体育施設に長が置かれていない場合について第五条第一項第七号の事項
市町村長	当該市町村の設置する体育施設に長が置かれていない場合について第五条第一項第七号の事項

（調査票の配布等）

第八条 令別表第四の二の項第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、博物館相当施設及び女性教育施設とする。

2 令別表第四の二の項第六欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等とする。

（調査票の提出）

第九条 令別表第四の二の項第四欄第十一号に規定する文部科学大臣に対する調査票その他関係書類の提出は、文部科学大臣の指定する期日までに行うものとする。

（調査結果の公表）

第十条 文部科学大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県についての社会教育調査の結果を文部科学大臣の公表以前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとする。

（調査票等の保存）

第十一条 文部科学大臣は、調査票にあつては文部科学大臣の公表の日から一年間、調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）にあつては永年保存するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、関係書類を文部科学大臣の公表の日から一年間保存するものとする。

（略）

◎ 社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（略）

第五章 公民館

（略）

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（略）

（公民館類似施設）

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

（略）

◎ 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（略）

第三章 私立図書館

（略）

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

（略）

◎ 博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法 による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（略）

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(略)

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

(略)

博物館の種類

◆登録博物館・・・博物館法第二条に定める博物館。

(※下記記載については博物館法第12条第4項及び、「博物館の登録審査基準要項について(文社施第191号文部省社会教育局長通達)」から抜粋。)

・博物館資料

- 1 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するにたるものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。
- 2 資料は、実物であることを原則とすること。但し、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- 3 資料は、採集、購入、寄贈、制作、交換等によって収集されたものであること。但し、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- 4 必要な図書、図表等を有すること。

・学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。但し、館長と学芸員とは兼ねることができること。

・建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動植物園、水族館等は、博物館法第二条第一項に規定する博物館であるが、ここでは便宜上その名称を区分して列記する。

- 1 博物館、美術館等にあつては、凡そ、50坪以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。但し、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館美術館等は該当しないこと。
- 2 動物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 3 植物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 4 水族館にあつては、凡そ、ガラス面三尺平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

・開館日数

1年を通じて150日以上開館すること。

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。但し、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

◆博物館相当施設・・・博物館法第二十九条に定める博物館に相当する施設。

(※下記記載については「博物館に相当する施設の指定について(文社社第22号文部省社会教育局長通知)」から抜粋。)

・施設

- (1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について
 - ア 建物はおおよそ132㎡以上の延面積を有すること。
 - イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。
- (2) 動物園、植物園について
 - ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。
 - イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。
- (3) 水族館について
 - ア 展示用水槽が4個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。
 - イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

・資料

- (1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが寄託資料であってもよいこと。
- (2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

・職員

職員は一般職員のほか、専門的職員としてつぎのいずれかに該当する職員を有すること。

- (1) 学芸員有資格者
- (2) 学芸員に相当する者
学芸員に相当する職員は少なくともつぎによるものとする。
 - ア 高等学校卒の職員は 10年以上の経験を有する者
 - イ 短期大学卒の職員は 7年以上 //
 - ウ 大学卒の職員は 5年以上 //

・事業

- (1) 展示は常設展はもとより、特別展なども行っていること。
- (2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。
- (3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。
- (4) 資料について調査研究活動が行われていること。
- (5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

・運営

- (1) 館園の設置規程、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。
- (2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。
- (3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。
- (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

◆博物館類似施設・・・博物館法上の規定はないが、博物館と同種の事業を行う施設。

本調査において対象となる施設は、博物館法第二十九条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模（下記参照）の施設を指す。

- ・動物園、植物園、動植物園についてはおおよそ1,320㎡以上の土地がある施設。
- ・水族館については、展示用水槽が4個以上で、かつ水槽面積の合計が360㎡以上である施設。
- ・それ以外の施設については建物がおおよそ132㎡以上の延面積を有する施設。
なお、野外博物館については「土地がおおよそ132㎡以上の延面積を有する施設」と読み替える。

◆施設の種別

- 1 総合博物館：人文科学及び自然科学に関する資料を収集・保管・展示する。
- 2 科学博物館：主として自然科学に関する資料を収集・保管・展示する。
- 3 歴史博物館：主として歴史及び民俗に関する資料を収集・保管・展示する。
- 4 美術博物館：主として美術に関する資料を収集・保管・展示する。
- 5 野外博物館：戸外の自然の景観及び家屋等の形態を展示する。
- 6 動物園：主として動物を育成して、その生態を展示する。
- 7 植物園：主として植物を育成して、その生態を展示する。
- 8 動植物園：動物・植物を育成して、その生態を展示する。
- 9 水族館：主として魚類を育成して、その生態を展示する。

